

第10回上総いちはら国府祭り 「いちはら国府市」出店規約

1 趣旨

本規約は、第10回上総いちはら国府祭り（以下「祭り」）いちはら国府市（以下「国府市」）の出店に関する事項を定めるものである。出店希望者は、出店申込をするにあたっては、本規約の内容を熟知した上で行うこと。また、出店希望者は出店申込書及び誓約書の提出をもって、規約を遵守することに同意したものとする。

2 出店資格

下記の審査項目を全て満たし、出店登録が完了した者に限る。

- (1) 上総いちはら国府祭り実行委員会国府市部会（以下「部会」）構成団体（市原市、市原商工会議所、市原市農業協同組合及び一般社団法人 市原市観光協会）に所属している、または構成団体から推薦を受けていること。
- (2) 市原市内に店舗または事業所を有していること。なお、キッチンカーで業務を営み、出店する個人事業主は市原市内に住民登録があること。
- (3) 祭り開催日令和5年9月30日（土）及び10月1日（日）（以下「開催日」）両日ともに、出店すること。（1日のみの出店は認めない。）
- (4) 食品を調理し販売する者は、開催場所（屋外）での営業許可を保健所から受けること。当日は食品営業許可証を出店区域内に掲示すること。なお、屋台又はキッチンカーの食品営業許可を取得していない模擬店での出店は認めないものとする。
- (5) 祭りの趣旨を十分理解のうえ、上総いちはら国府祭り実行委員会（以下「実行委員会」）の示す規約や注意事項を遵守し、国府市の運営に積極的に協力すること。
- (6) 下記の祭りのPRに協力すること。
 - ア 祭りのポスターの掲示
 - イ 実行委員会が撮影した、店舗、スタッフ、商品及びその他の写真並びに動画を祭りPRで使用することに協力すること。
- (7) 重複して複数の団体に出店申し込みを行っていないこと。なお、申し込み後において重複して申し込みをしていることが判明した場合、その時点で出店資格を失う。
- (8) 暴力団員及び暴力団関係者と一切の関係がないこと。

3 出店申込

出店希望者は下記の書類を所属する団体に提出すること。なお、複数の団体に所属している者は、いずれかの団体で申し込むこととし、重複しての申し込みは認めない。

各団体は提出された書類の取りまとめを行い、部会において予め決められた出店者数を令和5年7月25日（火）までに実行委員会に推薦すること。なお、出店希望者が多数の場合は、抽選又はその他の方法により推薦店舗を決定する。

- (1) 出店申込書

- (2) 誓約書
- (3) 出店責任者の本人確認書類（※）の写し
※運転免許証等写真付きの場合1点、健康保険証等写真の無い場合2点とする。
- (4) 市内で営業していることを証明する資料（納税完納証明書、税の申告書の写しなど）
- (5) 屋外での食品営業許可書の写し（食品を調理し販売をする者のみ提出する。）

4 出店可否の決定

実行委員会は提出された書類を審査し、出店可否を決定する。

出店の可否については、令和5年8月3日（木）までに通知文を送付する。

5 出店料

出店は1店舗1区画とし、出店料は20,000円とする（キッチンカーでの出店も同額とする。）。

出店料は出店者説明会当日の説明会終了後に実行委員会へ支払うこと。ただし、説明会に欠席した場合は、令和5年8月25日（金）午後5時までに実行委員会へ支払う。期日までに支払いの確認ができない場合は、辞退したものとする。

6 出店登録の完了

出店料の支払いをもって、出店登録完了とする。なお、出店登録完了後に辞退する場合、出店料の返金を行わない。

7 出店者説明会

令和5年8月16日（水）午後2時から市原市民会館小ホールにて開催する。

8 出店位置・出店数の決定

出店位置・出店数は、実行委員会で決定するものとし、変更要望等には応じない。

出店数については、国府市及びその他出店含め87店舗を基本とする（今後の調整で変更の可能性あり）。

9 出店スケジュール

(1) 商品の搬入

ア 商品の搬入は開催日両日ともに午前8時30分から午前10時30分までとし、午前10時45分までに公園敷地から搬入車両を退出させる。

イ 公園敷地内を走行する際は、ハザードランプを点灯し、最徐行すること。

ウ 上総大路に駐車しての搬入搬出行為は禁止する。

(2) 通行規制

ア 開催日両日ともに午前11時から午後9時まで上総大路は全面通行止めとする。

イ 通行止めの時間が状況により変更となった場合は、実行委員会の指示に従うこと。

ウ 通行規制中は会場内への車両の出入りは禁止する。

(3) 出店時間

ア 出店時間は、開催日両日ともに正午から午後8時までとする（通行が規制される午前11時以降は、出店の準備が完了した時点から販売可能とする。）。

イ 出店時間内の途中退店は認めない（なお、荒天時や突発的な事故などによる開催中止や規模縮小など、実行委員会の判断が出された場合はこの限りではない。）。

ウ 出店時間内に商品を搬入する場合は、実行委員会に申し出て、実行委員会の指示に従い所定の場所で行うこと。

(4) 撤去・退出

ア 開催日両日ともに午後8時の時点で販売は中止し、窓口の照明を消灯すること。ただし、撤去に必要な照明については点灯可能とする。

イ 通行止めの解除後、車両を公園内に入れ、撤去・退出すること。

10 取り扱える品目

(1) キッチンカー

ア 千葉県一円でキッチンカーを利用して行う営業の許可を有し出店する場合は、許可の範囲内での営業とする。

(2) テント

ア テントでの出店における調理食品は施設ごとに1品目とする（1テントを1施設として取り扱う。）。

ただし、テントを明確に分割し、衛生管理が可能な場合は、複数の施設として、複数の調理食品を取り扱うことができる。

イ テントを明確に分割するには、ビニルカーテンなどを用いて行うこと。

ウ 衛生管理については、別添の千葉県作成の「出店者のみなさまへ」を施設ごとに遵守すること。

11 出店者駐車場

(1) 出店者の駐車場は、市原市立五井小学校の校庭とし、実行委員会の発行する駐車証を車両の視認できる位置（ダッシュボードなど）に掲示すること。

(2) 駐車証の発行は1店舗につき1枚とする。

(3) 駐車場は小学校であることから、児童などの安全が最優先されることを十分に認識し、駐車すること。

(4) 駐車場内での事故・トラブルなどに関して、実行委員会は一切の責を負わない。

(5) 駐車場内での事故・トラブルなどが発生した際は、必ず実行委員会に報告すること。

(6) 公園内及び近隣商業施設などに駐車することは禁止する。

12 会場内の美化・安全の義務

本会場は公園区域内のため、市民が快適に利用できるよう次の事項を厳守し、場内美化・安全に努めること。

- (1) 設営、撤去など、出店により発生したゴミ類はすべて持ち帰ること。
- (2) 出店テント内の養生を行うこと。また、洗浄・消毒などを行い衛生面には十分留意するとともに、実行委員会や保健所などの指導に従うこと。
- (3) 会場施設を汚さぬよう、十分に注意すること。特に食品を調理販売する場合、出店テント内及び周辺に油・飲料などの床汚れが生じないように、販売・調理場の床面にブルーシートなどを必ず設置すること。また、販売商品はトレーなどに入れて販売するなど、来場者が飲食する際に会場施設を汚さないよう販売方法に配慮すること。
- (4) 調理などで生じた汁類の排水処理及び調理器具などの洗浄は、会場内においては行わないこと。
- (5) 販売終了後、出店テント内や会場・共有スペースの清掃に協力すること。
- (6) 開催時間内に発電機などへの給油行為が生じないように配慮をすること。また、やむを得ず、給油する場合には、実行委員会へ申し出の上、実行委員会の指定する場所において、担当者の立会いのもと適正な方法により給油を行うこと。
- (7) 強風対策等のため、初日撤収時にテントの三方幕を上げ、2日目設営時に再度テントの三方幕を下ろすこと。

13 原状回復の義務

出店者は、出店者自身による原状回復を行うこと。

万が一、エリア内を汚したり、実行委員会の準備物や公園施設などを破損したりした場合は、故意か否かに関わらず以下の対応とする。

- (1) 撤去後、出店スペース内及び周辺の汚れなどを十分に確認し、汚れがある場合には出店者が責任をもって清掃を行うこと。
- (2) 実行委員会が汚損・破損などを確認し、立会いを求めた場合には出店者はそれに応じること。
- (3) 原状回復を行うことにより生じた費用は出店者の負担とする。

14 会場内の行為の制限

- (1) 出店者は、防火、安全及び衛生に係る法令を厳守すること。

ア 火気（発電機を含む。）を取扱う出店者は、必ず設計標準使用期限内の消火器を店舗に備え付けること。

イ 屋外での調理をする出店者は、保健所の食品営業許可証を必ず店舗に備え付け、その写しを店舗内に掲示すること。

ウ 食品営業許可証に記載のない飲食物等の販売は絶対に行わないこと。

- (2) 出店者は、以下の行為を含め通路や自社出店ブース以外での営業行為を行わないこと。

- ア 自社出店スペース外へのイス、机、装飾物、販売物などの設置。
 - イ 歩道など道路施設への物品などの仮置きやテーブルなどの設置。ただし、発電機については例外とするが、可能な限り出店ブースに近づけることとし、通行の支障とならないよう配慮するとともに、実行委員会の指示に従うこと。
 - ウ 自社出店スペース外でのチラシの配布、個別の営業行為。
- (3) 指定場所以外での喫煙はしないこと。

15 会場管理と免責

- (1) 食品の調理・販売をする者は、食品の取扱いについて食品衛生法及び関連法令の規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自身が自主責任として食中毒や感染症、事故、苦情などが生じないよう十分注意すること。万一、事故などが発生した場合は速やかに実行委員会に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- (2) 出店に際して生じたトラブルは、出店者が一切の責任を負うこと。なお、不慮の事態の場合は実行委員会と協議の上、対応すること。
- (3) 火気備品類（消火器・コンロ・予備燃料、発電機など）、食料品、調味料（油・タレ）などは会場の保安全管理上、初日の退店時に持ち帰ること。その他備品類でやむを得ず残し置く場合には、各自の責任において安全措置を講じること。
- (4) 出店時間内に限らず、各ブース内の商品、備品類などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、天災その他不可抗力により生じた損害及び盗難・紛失などに対して、実行委員会は補償しないものとする。

16 イベントの中止・中断

地震などの天災その他不可抗力により国府市の開催が不可能となった場合、また規模を縮小せざるを得なくなった場合、実行委員会は損害賠償や補償などの一切の責を負わないものとする。

また、開催前に、地震などの天災その他不可抗力、また主催者都合により開催が中止となった場合、出店料は返金する。その他の場合、出店料は返金しないものとする。

17 規約に違反した場合の取扱い

- (1) 各種規約違反の判断は実行委員会が行う。
- (2) 明らかに規約に違反している場合には、理由の如何にかかわらず、即時撤去とする。
- (3) 出店規約違反と疑われるもの、危険と思われるもの、来場者に不快・不安を感じさせるものに関しては、実行委員会が改善勧告を行う。

なお、実行委員会の改善勧告に対し、従わない場合は、出店を取りやめさせ撤去とする。

- (4) 撤去の指示に応じない場合は、強制撤去とし、その費用は出店者の負担とする。

- (5) 撤去によって生じる損害などに対し、実行委員会は一切の責を負わないものとし、出店料は返金しない。
- (6) 規約に違反したことにより、実行委員会が損害を被った場合、当該出店者は実行委員会に対し、当該損害を賠償することとする。
- (7) 強制撤去の措置を受けた出店者及び2回以上同一の事由により改善勧告を受けた出店者は次年度以降の出店の資格を失う。

18 その他

- (1) 実行委員会は、関係機関などの指導・協議の上、やむを得ない事態により本規約を変更した場合、各部会構成団体に通知する。
- (2) 本規約に定めるもののほか、必要な事項は別途、実行委員会が定めるものとする。
- (3) 出店者は各種法令を遵守するものとし、実行委員会は出店者の法令違反に関して一切の責を負わないものとする。